

佐賀県告示第 147 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 31 年 3 月 26 日から平成 31 年 4 月 25 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字下合瀬字山神 734 番 1 地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神 730 番 1 地先まで	平成 31. 3. 26
	佐賀市富士町大字上合瀬字七郎 13 番 3 地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字樋口 666 番 1 地先まで	〃
県道 川古平山上線	多久市西多久町大字板屋 5202 番 1 地先から 唐津市相知町平山上字池甲 375 番 11 地先まで	〃
県道 板屋巖木線	多久市西多久町大字板屋 9992 番 1 地先から 多久市西多久町大字板屋 10068 番 3 地先まで	〃
	多久市西多久町大字板屋 10911 番地先から 多久市西多久町大字板屋 10305 番 1 地先まで	〃
	多久市西多久町大字板屋 10367 番 1 地先から 多久市西多久町大字板屋 10440 番 1 地先まで	〃
	多久市西多久町大字板屋 10611 番 3 地先から 多久市西多久町大字板屋 10596 番 3 地先	〃

まで	
多久市西多久町大字板屋 10655 番 8 地先 から 唐津市巖木町瀬戸木場字東原 102 番 2 地 先まで	〃